

# カルマ・チャクメーの極楽願文 『清浄大楽国土の誓願』の和訳と研究

——往生の第二因，七支供養より懺悔の段——

藤 仲 孝 司

## 【抄録】

カギユ派，ニンマ派の学者・行者カルマ・チャクメー（ラーガアスヤ，1612-1678）著『大楽誓願』は，ツォンカパ（1357-1419）著『最上国開門』とともに，チベットで最も高名で普及した極楽願文であり，埋蔵経「虚空法（天空法）」に所属している。本稿においては中御門敬教氏との協力のもと，この極楽願文の骨格をなす七支供養のうち三番目，罪惡の懺悔の段を扱った。この懺悔は，シャーンティデーヴァ著『集学論』以来の対治現行・能破・回復・依処の四力を通じて実践され，十不善，別解脱戒・菩薩戒・三昧耶戒の違反がその対象となっている。

キーワード：カルマ・チャクメー（ラーガアスヤ），極楽願文，懺悔，『清浄大楽国土誓願（大楽誓願）』，七支供養

昨年度から、チベットでツォンカパの『極楽願文・最上国開門』とともに最も広く普及した二大極楽願文の一つ、ニンマ派の学者・行者カルマ・チャクメー（1612-1678）の『清浄大楽国土の誓願』略称『大楽誓願』を、中御門敬教氏と共同で和訳研究して発表している<sup>註1)</sup>。これは埋蔵経「虚空法（天空法）」の中心となる典籍である。すでに述べたように『大楽誓願』は極楽往生の四因の説示<sup>註2)</sup>から構成されるが、昨年度、第一の因、仏と極楽浄土の形相をたびたび作意することについて発表した。今回は、第二の因、福德の資糧を積むことが七支供養として提示されているうち、第三、罪惡の懺悔の段であり、昨年度の中御門氏の原稿に続く箇所である。この『大楽誓願』といえは、その詳しい懺悔により知られているほどであるが、この懺悔はシャーンティデーヴァ著『集学論』以来の対治現行・能破・回復・依処の四力を通じて実践される。四力懺悔は、「菩提道次第」の源流のうち、いわゆる「大波濤行」の伝統に属していたが、その影響力の大きさからチベットでは宗派をまたいで行われるようになった。この願文では十不善、別解脱・菩薩戒・三昧耶戒の違反をその対象としている。今回は紙数の制約から途中までとし、以降は中御門論文に掲載した。和訳研究の方針、記述方法、参考文献については、昨年度の発表を参照していただきたい。

## 本文和訳

[2-2-3. 瞋恚の対治 - 罪を懺悔する支分<sup>1)</sup> cf. 『弁別釈』 25b1

2-2-3-1. 対治の現行の力<sup>2)</sup> cf. 『弁別釈』 25b5

2-2-3-1-1. 十不善<sup>3)</sup> cf. 『弁別釈』 31b3]

2-2-3-1-1-1. 身業の三つ cf. 『弁別釈』 31b4

2-2-3-1-1-2. 語業の四つ cf. 『弁別釈』 37b2

2-2-3-1-1-3. 意業の三つ cf. 『弁別釈』 39b1]

父母を始めとした私たち世の衆生すべての、無始の時から現在まで、(宗 649) 殺生<sup>4)</sup>、偷盜<sup>5)</sup>、非梵行<sup>6)</sup> - (PS8a) [これら] 身の不善三つを發露 (ほつろ、告白) し、懺悔します<sup>7)</sup>。

註1) 佛教学総合研究所編『浄土教典籍目録』(2011)には、チャクメーのこの願文を含めた十の典籍、この極楽願文に対する『弁別釈』やラクラ・ソナムチョードップ著『大楽国土誓願の註疏』、あるいは関連するミーギュルドルジェの四つの極楽願文などについても詳しく論及したので、参照されたい。

註2) これは註釈文献によると、1) 形相をたびたび作意すること、2) 福德の資糧を積むこと、3) 正覚へ発心すること、4) 善根を自他が極楽往生する因として廻向することであり、『無量寿経』に基づくとされるツォンカパの『最上国開門』と同じである。

8) 妄語と離間語（両舌）<sup>9)</sup>，粗悪語（悪口）<sup>10)</sup>，綺語<sup>11)</sup>－〔これら〕語の不善四つを発露し，懺悔します<sup>12)</sup>。貪心<sup>13)</sup>，害心<sup>14)</sup>，邪見<sup>15)</sup>－（祝 221）〔これら〕意の不善三つを発露し，懺悔します。<sup>16)</sup>

父母，軌範師，阿羅漢を殺した（Toh.5b）のと，勝者〔仏世尊〕の身に悪心が生じ〔て出血させ<sup>17)</sup>〕たのと〔これら〕五無間業を（PS8b）積んだのを発露し，懺悔します<sup>18)</sup>。

〔阿羅漢以外の〕比丘，沙弥を殺し，尼僧を墮落させ，仏像・塔廟・仏殿を壊すなど，五つの近無間罪を造ったことを，発露し，懺悔します。<sup>19)</sup>

〔三〕宝・仏殿・聖教，三つの依処<sup>20)</sup>など「証人」という基準（pramāṇa 量）を（東洋 4b）立てた〔上での〕誓い<sup>21)</sup>に背いたことなど，法を捨てた悪業を積んだことを，発露し，懺悔します。（PS9a）<sup>22)</sup>

三界の有情を殺した大きな罪業，菩薩たちを誹謗したこと，（宗 650）無益の大罪を積んだことを，発露し，懺悔します<sup>23)</sup>。

善の利徳・罪の過患<sup>かげん</sup>と，〔それらの異熟果である〕地獄の苦しみ・寿命の量などを（Toh.6a）聞いても，真実でない〔作り話であり，単なる〕説明程度であると思ったことは，五無間罪より悪い悪業である<sup>24)</sup>。解脱が（PS9b）無い悪業を積んだことを，発露し，懺悔します。<sup>25)</sup>

## 訳註

1) 以下，七支供養の第三，懺悔の支分である。『弁別積』（25b）には，懺悔による罪惡の浄化について次のようにいう－

「それもまた，罪を懺悔したことにより浄められたことが罪の徳性であるので，〔自性〕罪，墮罪はどのように大きくても，四力が揃ったことにより懺悔したなら，浄められないことはありえない。四力は，それもまた，依処の力は主無量光および〔その〕仏子に対して信解・尊敬を強力に生じさせるのです。能破〔の現行〕の力がかつて為したことを後悔するのです。対治の現行の力は，懺悔を如理に為すのです。罪惡の遮止の力は，以降は命に懸けても制止することを誓うのです。＊）」

＊）律儀においては，前に行ったことを後悔し，今後しないよう制止する心が必要とされる。ツォンカパ著『道次第大論』の「小士と共通の道次第」より四力懺悔の箇所（cf. 『菩提道次第大論の研究』 p.240）には次のような典拠を示している－

「至心から〔制止する〕防護心が無い懺悔は言葉のみになるのを意趣なさって，「今後，防止するのか」と『律阿含』<sup>＊1)</sup>に説かれていることが，〔ダルマミトラの〕『〔律の〕広積』<sup>＊2)</sup>に説明されています。」

＊1) D No.1 Ka 156a6

＊2) D No.4113 Tsu 318b6

四力の対治は，シャーンティデーヴァ著『集学論』に引用された『説四法経』が典拠であ

る。そこでの用語は、*rnam par sun 'byin pa kun tu spyod pa'i stobs* (能破現行の力)、*gnyen po kun tu spyod pa'i stobs* (対治現行の力)、*nyes pa ldog pa'i stobs* (罪過の遮止の力)、*rten gyi stobs* (依処の力)である。チャクメーの願文は言葉づかいが異なり、經典自体のチベット語訳に基づいている。cf. 中御門〔2010〕より *Bhad.v.38* の釈の部分；藤仲孝司、中御門敬教「〈ウパーリ所問經〉に説かれた「三十五仏悔過」－イエシエー・ギェルツェン著『菩薩墮罪懺悔註』の和訳と研究－」（『*Acta Tibetica et Buddhica*』4, 2011年）；〈行願讚〉の対応箇所は、中御門〔2006〕p.16, pp.52–53である。『弁別釈』やラクラ・ソナムチュドブは「瞋恚の対治」を「罪を懺悔する支分」と捉えているが、罪悪は瞋恚のみにより為されるわけではなく、区分として疑問が無いわけではない。

罪悪の滅は〈無量寿經〉誓願文そのものにおいて、その果である悪趣の名さえも無いように、仏の光明に触れて柔軟であるように、漏尽の比丘のように安樂を享受するようにと、四誓偈（重誓偈）や十二光仏の箇所において、光明を發して三垢すなわち貪瞋癡を消滅させて、苦難より済度しようというように因である煩惱から滅することが強調されている。罪悪の滅を直接的に説いた「五悪段」は〈無量寿經〉諸本のうち『大阿彌陀經』『平等覺經』『無量寿經』のみにあり、因果の道理を示すために現世の苦を中心として説かれている（cf.『無量寿經』「但作衆惡，不修善本，皆悉自然，入諸惡趣。或其今世，先被殃病，求死不得，求生不得。罪惡所招，示衆見之。～」）。そこでは最終的には仏の慈悲力と威神力とによって、衆生の「衆惡」を摧滅し、彼らを「善」に就かしめる方向である（Cf.『無量寿經』「仏皆哀之，以威神力，摧滅衆惡，悉令就善。～」）。藏訳〈無量寿經〉には「五悪段」が無いためか、カルマチャクメーの願文は少し異なって、罪悪懺悔の段は自らが罪悪を告白、懺悔してから、無量光仏の力によりそれが浄化されるように祈願している。

- 2) 『弁別釈』には次のような内容である－大王に対して民衆のなかから最高の大臣が上奏するように、現在の父母から生まれた自己などの生死も、有漏の業が身体に依っている。だから、三界の衆生すべては、今生だけではなく、無始の時から末の現在までの輪廻において積んだ諸々の罪を懺悔することが必要である。それはまた、子孫が罪を為したことにより父母に侵害するのなら、罪悪を懺悔し善を成就したことによってもまた、益するという－孝養としての信仰、実践への言及である。次にこの頃、或る人が「私は罪悪が無い」と言っても、罪悪が無いなら、三界の輪廻に住しているはずはない。ここから解脱していないのは、罪悪、不善に他ならない。無始から現在まで、自己が為さなかった罪悪は無い。自己が為したこと、他者に為さしめたこと、為されたことに随喜したことなど無辺である※1)。今生においても、幼い子どものとき無知ゆえに虫を殺生したのは無数であるし、仏道に入って長らく経った後、身体により直接的には悪業を行っていないと思いきや、言葉では勝れた対象を罵る。父の土地などの耕作、財産の結果、借金などを積みあげていないことはない。そのすべてがムダになったことは少しもない。為さなかった業とは出会わないし、為したものはムダにならない。それぞれの業に果は従う※2)。苦のみを受用することが必定なので、自己は罪の老人だと知るべきだという。

さらに、因は小さくて果が大きく生ずるから、その例として、アショークカ樹の因と果、軌範師ヴァイローチャナ※3)が前世で多くの者を殺したので、ギャルモ・〔ツァワ〕ロン（現在の四川省にある）に虱穴に放り込まれて苦を経験した話、かつて迦葉仏のとき三蔵を持つ比丘が傲慢に他人を「牛飼い」と呼んだので、五百の生に牛飼いになった話、断に精進する比

丘が読誦の場所に行って怒りを持ち、「これら比丘たちは夜間、蛙のように声を出す」と語ったので、五百の生に蛙に生まれた話、或る比丘が樹のもとで法衣の裾が樹木に引っかかったのを怒って切り倒したので、籠に生まれて頭に大きな葉が生え、風に揺れると頭がヨーグルトのようにたわむなど大きな苦を経験した話、また或る比丘尼が友人たちを「雌犬」呼ばわりしたので、五百の生に雌犬に生まれた話、業の不浄な者が仏の容姿が指が整っているのに「仏は指が切れている」と述べたので、直後に指が切れた話、シナの或る学者が僧伽を蛇に喩えた書物を書いたので、或る日、両手が頭に付き、両足は合わさって蛇になって森の中に去った話を、挙げている。

同様に、善を為した功德についても、かつて子どもが仏に対して一握の土を捧げたことによりジャムブ洲の半分を支配するアショーカ法王になった話、かつて貧しい女が仏に対して何も無いので草を集めて売った金貨二つを捧げたことにより、すべての生において両方の掌から無尽の金貨が生じた話、かつてバラモンの夫妻二人が独覺に説法に招いたとき、彼の田に金の穂が生じた話、かつて猪が身体が泥で染まったのを或る塔廟に擦ったので死んで三十三天に生まれた話、聖者迦葉に対してライ病患者が造った飯を鉢に充たしたのを捧げたので兜率天に生まれた話など、きわめて多いという。

同様に、善悪を混合したことの果も、かつて屠殺人が昼に殺生し、夜は〔論議第一の〕聖者カトヤーヤナの教えのとおり殺生を捨てたので、後で孤独地獄に生まれ、夜は無量宮に四人の妃と戯れて幸福にすぎ、昼は四匹の斑の犬が出現して彼を押し倒し、背中の肉、皮すべてちぎって日没まで食べるのを繰り返した話、邪淫を行うバラモンが昼はカトヤーヤナの教えのとおり邪淫せず、夜はしたので、後で悪趣に生まれ、昼は無量宮に妃と楽しみ、楽を経験するが、夜は羅刹に犯されて食われた話、鹿を殺す者が昼に殺し、昼は礼拝供養などをしたので、後で地獄に生まれ、昼に鳥と猛獣により食われ、昼は妃により供養されてあらゆる喜びを享受した話、罪深い老女が断食を三回行い、一日は食べ物を食べ、一日は水を飲み、一日はよく護ったので、死んで罪障を淨め、王子に生まれたが、食べ物を食べたので容色は醜く、水を飲んだので精神が動揺する者になった話など、多いという。<sup>※4)</sup>

次に、善罪の境目について、ナーガールジュナが〔『宝鬘』<sup>※5)</sup>に〕「貪、瞋、癡の三つ—それが生じさせた業は不善。無貪、無瞋、無癡それが生じさせた業は善です」というように、心から安定させるべきであるが、そうでなく外境から安住させるなら、仏教者の立場ではない。酒・肉・女を行わず放蕩は罪過が大きいと言うが、自己に渴愛が大きいなら罪過は大きい。善の利徳も内心に安住させることが必要である。「善〔の思惟〕と不善の思惟の投擲（牽引）するもの以外、大小の善、罪の映像は随わない」<sup>※6)</sup>と説かれたから、いつも自己の心を観察することが必要であり、それもまた「唯一人居るとき心を観察する。多くの中では語を観察する」と説かれたように実践する、という。

概してこの頃は茶、乳、麦焦がし<sup>※7)</sup>の受用に罪過は無いと考えるが、これは罪過がきわめて大きい。茶はシナから各人が運んでくるが、〔その旅程に〕多くの者が白骨をさらしている。駄馬、騾馬などに載せて運ぶが、ほとんどが飢渴、疲労困憊により死んでいる。死んでいなくても、旅の途中で傷口から血などを流す。情け容赦なく駆り立てられ、重い荷物を負わされている。彼らもまた、霜の上を歩き、面目を損ね、肉を犬に与えた。昼は忙しく夜は安眠しないで火に依る。次に茶を塩と交換したなら、大切な祖母は甘い乳を一口飲む力が無くて殺した。雌羊は毎月ほどに必ず知る。それは自分の子が殺されるようなものである<sup>※8)</sup>。だから、椀に充たした茶を飲むのは、地獄で鉄水の煮えたものと変わらない。乳も

また、吸い続ける子牛から取り上げて、子牛を殺したような飲み分である。麦焦がしもまた、犏牛※9)、雄黄牛など二頭の首に犁を付けて無理やり引かせ、耕作することにより地上の虫を埋め、地下の虫を掘り出し、農夫が靴で踏み殺したり、傷つけたりする。ご馳走などの場合、昆虫、生類などを殺したことの苦が大きいことは現実なので、麦焦がしは虫の粉を食べることであり、不可思議な罪がある、などという。

- ※1) 「自己が為したこと」などといった分類方法は、古来、懺悔の個所に出てくるものである。七支供養の一支分であるから当然であるが、〈普賢行願讃〉などにも出ている。cf. 中御門敬教「阿弥陀仏信仰の展開を支えた仏典の研究(1)」p.16, note 53
  - ※2) この定型句表現は、有部の律関係の文献に頻出する。cf. 中御門〔2010〕note 46
  - ※3) ヴァイローチャナラクシタには、著作としては『集学論』に関する『学華苞』D No.3943 Khi, 翻訳としては『波羅蜜集』D No.3944 Khi, 『入菩薩行論』「智恵品の註釈」D No.3876 Sha などがある。cf. Roerich, G. N. The Blue Annals Part two (Calcutta, 1953) pp.844-846
  - ※4) これらの因縁譚の幾つかは有部律の文献に確認できるようである。
  - ※5) I 20; 和訳 瓜生津隆真『大乘仏典 14 龍樹論集』(1974) p.236; 北畠利親『龍樹の政治思想』(1988) p.11
  - ※6) 未確認。
  - ※7) これらはチベット人の主食である。生きていくためだけの日々の行動も、気づかないうちに罪悪を造っている、ということになる。まして、現在の人々が食物などを粗末にし、それが出来るまでの様々な苦勞を考えないでいることについては、いうまでもない。
  - ※8) このあたり読みにくい。雌羊に関する話も解説できていない。意味としては、夜も火を消さないよう安眠できないこと、生計のために交易に出かけて、肉親を見殺しにしたり死に目にも会えないこと、可愛がる家畜は順次肉にすることなどを、言うのであろうか。
  - ※9) 牛とヤクの掛け合わせである。
- 3) 『弁別釈』(31b2ff.)に、「要約すると、十不善、五無間、それと近いもの五つ、邪〔である〕遮罪、自性罪、墮罪の多くが有るうち、十不善は、身業の三つ、語業の四つ、意業の三つのうち」などという。
- 「道次第」における業果の教誡は、十不善とそれらを棄てた十善を通してなされる。それらの分類や果、および典拠については、ガンボパ著『解脱莊嚴』第6章やツォンカパ著『菩提道次第論』を参照。十不善の第三は通常「邪淫」であるが、ここで「非梵行」となっているのは、出家者の立場で書かれているためかもしれない。cf. 拙訳『解脱の宝飾』p.130ff., 『菩提道次第大論の研究』p.213ff.
- 4) 『弁別釈』(31b4ff.)に次のようにいう－
- 「殺生などその不善も他者の命根を滅することですが※1)、過患が大であるのは父母〔を殺生するの〕と、同様に等しい乳搾りの家畜など乳酪を搾り、荷を積むなど恩の大きな彼らが年老いた場合、女と下僕が「この老いたものは年を(32a)とって乳酪が無い。荷を積むなら、全く運ばない」と言って話したとき、その場合、規範的な人(mi tshad)が屠殺者に手渡したこと、または自己の持ち分から僧室に依って有情を殺すことこれは、それより罪過が大きい。そこに居られる僧伽すべてに殺生の罪過が生じて※2)、比丘は比丘でなくなる。沙

弥でなくなる。優婆塞もそうでなくなる。母が客を招く※3)前に子を屠殺して置くなら、喜ぶ術は無いように、有情を一人子の母のように憐れむ勝者および〔その〕仏子と、白の分の守護者〔すなわち護法神〕たちは、御心が暗くなって、〔虚空を翔る〕妙翅鳥を投石帯でもって撃つたのと同じく〔福德には〕分ほども近くない。(32b) 黒の分の魑魅魍魎が集まって、修証者の相続は慢ずる。〔すなわち〕神通が成就した微細なしるしがあることを知ると、施主の奉事が道を往くように現れていても、最終的には施主・供養処の両者が破滅する因となる。概して、勝者および〔その〕仏子のお顔が、日が昇ってから雲でもって覆われたような〔ものであり、その〕へりほども見えない。〔逆に〕悪業の因が投じた悪鬼が見えることには、どんな善の因が有るでしょうか。

そのように殺生の異熟については最大でもって焦熱地獄は一中劫、中でもって餓鬼、小でもって畜生に生まれてから、苦を経験します。それもまた、異門（別の観点）と対境と動機の差別です。〔悪趣を経験した〕最後に人身を得ても、寿命が短くて病は多く（33a）なる。〔鹿などの〕草食獣と猛獣を殺したなら、〔それらは〕土地神の〔所有する〕家畜です。特に草食獣は低劣な土地神の家畜なので、殺したなら、その後ガンダルヴァ、損耗鬼が付きまわっていく。〔その場合、〕家畜は有るが、乳が無い。食べ物には滋養が無い。尽きやすく、食品は滋養が損なわれて、損耗鬼により取りまかれるので、油分が無い。強盗を多く為したなら、その後因〔である〕物品の所有者が死んでから、死んだ直後に出てくると仰る。〕

※1) ツォンカバ著『道次第大論』には、特に罪悪が重いあり方として、『瑜伽師地論』、龍樹著『親友書簡』、諸経典より述べている。拙訳『菩提道次第大論の研究』pp.224-227

※2) 声聞の戒においては、自分のために殺すことを見ない、自分のために殺したことを聞していない、自分のために殺したかという疑いが無い、という見・聞・疑の三種類の汚れの無い浄肉は、食べることを許されている。ここでは『入楞伽經』の所説などのように、より厳格に捉えている。

※3) mgon du 'bos pa（客に注いだ）とあるが、意味を考えて mgon du 'bod pa と読んだ。

これら殺生の内容についても、「道次第」文献とそこに引用、言及された典籍を参照。cf. 拙著『解脱の宝飾』p.130, 117; 『菩提道次第大論の研究』pp.215-216; 特にカギユの伝統において重要な『解脱莊嚴』には、殺生の区別、殺生の果、殺生の業の差別という三つの観点から説明しているが、ここには本論独自の記述も見られる。なお肉食に関する最近の研究に、ランベルト・シュミットハウゼン著、仲宗根充修訳「肉食と自然-仏教の観点-」（『佛教大学総合研究所紀要別冊 仏教と自然』、2005年）がある。

##### 5) 『弁別釈』には次のようにいう-

「偷盗は、他者の財物を盗んだ。力ずくで奪った。諂誑などを通じて商売でもって取るのと、それも近いもの。過患が最大なのは三宝の財と、特に僧伽の財物を奪ったことです。それ〔偷盗〕の異熟でもって、三悪趣（33b）に往くし、世々すべてにおいて貧窮することになるのです。〔特に〕僧伽の財とそのように盗む、奪うことなどはもちろんです。破戒の比丘※1)が、他者の施物を受けてから、自己が身を養ったなら、荷が重いのです。施主のものと遺品は、〔功德の〕具足と〔過失からの〕解脱との二つを具えていないから、少しも受用にふさわしくないのです。大悲を持った教主が※2)、「〔功德の〕具足と〔過失からの〕解脱については私が認可した。制止していない者においては少しも認可は無い。〔彼らは〕象、

馬と牛、ロバとして生まれて、石と棒でもって打たれるのを経験することになる」というのと、「百千万十萬劫に自己の肉を断って施主に返す。信財を髪の毛一本ほども貰わないのなら、多く〔を貰わないこと〕は（34a）もちろんです」などと広汎に説かれています。」

※1) 破戒の比丘について、ツォンカバ著『道次第大論』には、『仏藏制伏破戒経 *Tshul khrim* 'chal ba tshar gcod pa'i mdo』(D No.220 Dza 37a4-5; 大正 15 No.653 『仏藏経』 p.792 a1-3) に、十不善をそなえた或る人が間断なく百年間に罪を積んだのより、破戒の比丘が大仙の幢すなわち法衣を着けて、浄信による施しを一日受用したなら、不善がはるかに多いという所説を引用し、それは依処を通じて重いと述べている。cf. ツルティム、藤仲『菩提道次第大論の研究』 p.227

※2) 典拠未確認。

偷盗の業果についても詳しくは「道次第文献」とそこに引用、言及された典籍を参照。cf. 拙著『解脱の宝飾』 p.131; 『菩提道次第大論の研究』 p.216;

『弁別釈』(34a1ff.) にはさらに幾つかの事例を挙げている。読解困難な個所が多いが、大筋をまとめておくと以下のとおりである -

老比丘が読誦・断に全く精進できない多くの者が学処を返上したのも喜ばれながら許可した話※1),

ソンツェン・ガンボ王※2)の言葉として、亡き人のための供物を取って親族、朋友を養ったなら、取った者はロバに、それを受用した者はロバの子、施主はその主人に生まれて、そのつけが付いてくる。そのようなつけが二万も付いてくる、という話、

僧伽の財を用いていたリタ (Li ta) という比丘が木の幹のような身体に生まれ、多くの虫が集まって食われた話※3),

行者タントン・ギャルボ※4)が、デーチェンリン寺 (bDe chen gling)※5)において大岩※6)の上で等持 (三昧) に住してからトンコル※7)を行った。そこに軀ほどの蛇に親指ほどの何千もの蛙が取りついて喰うということが現れたので、行者はそれにちなんで僧衆に対して、自己に功德が無くて信財・遺品を受用してはいけないと教えて、つばを吐き、姿を消したという話、

カルマバ※8)が六歳のとき、コンボ・チャクカルという谷に近いところで居られて、経行に出掛け、遠くないところで遊ぶように大岩を突くと、楯 (ブルブ) の跡のようなものができた。その割れ目に、外からは黒、内から白のゴマほどの多くの虫が充ちた生き物の肺のようなものが、出てきた。唾を吐きかけて等持 (三昧) を離れると、その瞬間にすべてが死んだので、その死骸を茶毘に付して去った。その理由をうかがうと、かつて私はリーラヴァジュラ※9)であったとき、この国の財を受用した或る師に悪趣からの引導を依頼されて、承知した。黒の生き物は、死者の遺品を食べたことの果報、白の生き物は生者の財を食べたことの果報であり、私は承知したものを引導した。さもなければ、彼は悪趣に往く、と答えたという話、

尊者カラクパ※10)は、毎日多くの生き物を殺してから死んだ鷹がどこで死んでどこに生まれるかをご覧になった。まずかつて善の果により荒野の長者の子に生まれたが、殺生の業により速く死んだ。次に教化対象者がきわめて多い上師、大善知識に生まれたが、教化対象者が過激であったので、生者、死者を引導する儀軌すべてを馬上から行ったから、「馬の儀式の師※11)」と呼ばれた。最後に大灌頂の機会に衆人が集まったとき、逝去なさった。後に大カラクパの近住の弟子が一致して、〔鷹の転生であり「馬の儀式の師」と呼ばれた先〕師の



〔遺体の眼など〕五根を浄める儀軌をするようカラクバに勧めると※12)、「よろしい」といって近住者に任せた。近住者は師のもとに至るか至らないかで、これを運んでいくと、〔尊者カラクバから〕叱責があるかと思って五根〔の遺体〕を絹で包んで岩塩に置いてから、まず経緯を申し上げると、〔カラクバは〕「私のこの布で覆いなさい」と仰った。〔カラクバが〕等持の加持を下さったので、近住者が運んでいくと、岩塩の上でその五根〔の遺体〕は大小のサソリになった。教化の福分の縁起は破壊されないの、覆うことはできないと恐れだし、逃げ出して向こうの岩に業の力により入り込んだ。その後で、宿業の関係があるかぎりの無数の生き物が、業の力によりその岩に封じられた。そのサソリの心臓からは柏の幹が生えて、その幹は鳥の爪により尽きない間、苦を経験するはずだ、と仰ったという話。

リンジェ・レーパ (Gling rje ras pa)※13)がヤルバク (Yar 'brag) に出掛けて、大きな魚を弟子たちに示したという話と、善知識プトワ (Pu to ba)※14)のお話、在家人が百年の間、毎日、十不善を為したのより律儀が無い僧侶が信施の食べ物を一口食べたのは罪が大きい、と仰ったことなど、無辺のものを説かれた、という。

※1) この部分は分かりにくい。そのためか、ラクラ・ソナムチョードゥップ著『大楽国土誓願の註疏』(pp.122-123)には、この話ではなく、釈迦牟尼が比丘たちに語ったこととして、過去、毘婆尸仏のとき、或る比丘が僧伽に施与された宝物を私物化したことにより、地獄に生まれ、何万年も過ごしたが、今も不浄の場所に虫として生まれて、解脱のときを知らない、という逸話になっている。

※2) Srong btsan sgam po (581-649) は、父王ナムリ・ロンツェンの時代からの事業を承けて、チベット全土を統一し、吐蕃王国を造った。唐とも戦い、息子クンソン・クンツェン王に唐から文成公主を迎えたが、息子の没後、自らの妃とした。文成公主はラサにラモチェ寺を建立した。ネパールからはティツェンを妃として迎え、トゥルナン寺を建立し、これを中心に諸寺を建立した。また、官位十二階の制度をもうけた。伝説では文字を作らせ、経典を翻訳し、阿弥陀仏の化身であったとされている。cf. 山口瑞鳳『チベット 下』(1988) p.18ff.

※3) このような話はシャーンティデーヴァの『集学論』(D No.3940 Khi 37bff.; Bendall p.57 ff.; 大正 32 No.1636 p.86c) に出ており、その典拠は『律阿含』D No.1 Ka 101 aff.; 大正 23 No.1444『根本説一切有部毘奈耶出家事』p.1035bff.) に辿ることができる。cf. 拙訳『解脱の宝飾』p.306

※4) Thang stong rgyal po (1385-1509, または 1361-1485) は、シャンパ・カギユ派の人であり、鉄の鎖の橋を多く架けて利他を行った行者である。また、ニンマ派の持明者ゴデム (Rig 'dzin rGod kyi ldem 'phru can. 1337-1408) が招来した「北蔵 (Byang gter)」という埋蔵経の伝承にも取りあげられている。この埋蔵経は、パドマ・サムバヴァがタントン・ギャルポに直接授け、サムイェーのチムブから請来されたものとされ、これによりタントン・ギャルポは長寿を得て有情を利益し、弟子たちも同様であったなどとされている。この話もラクラ・ソナムチュードゥップ著『大楽国土誓願の註疏』p.123 に出ている。

※5) Mi nyag sga'i lung pa bDe chen gling とある。mi nyag が「一日」かもしれないが、現在の四川省にある地名の可能性もある。bDe chen gling という寺院は現在の雲南省にゲルク派の寺院として存在するが、関係は未詳。

※6) pha vam とあり、一見、密教の種字のようである。しかし、直後に「pha vam de gsa

pa'i bar その pha vam を割った間に」と出ていることから、ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』p.123の pha bong zhig (或る大岩) というのが正しいと思われる。

- ※7) 'khrul 'khor マルバ, ミラレパから伝えられたナーローの六法の実践において, その前行として出る項目である。cf. ツルティムケサン, 山田哲也『チベットの密教ヨーガ』(1999) pp.90-95, 同書口絵をも参照。
- ※8) この話もラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』p.123に出ている。そこでは, rGyal dbang Karma pa (カルマパ法王) と呼ばれている。歴代のカルマパのうち, この註釈者が誰に言及しているのかは未詳である。Tsering Lama Jampal Zangpo 著 A Garland of Immortal Wish-fulfilling Trees (1988) pp.38-39によると, チャクメー (1612-1678) は若かりし頃, カルマ黒帽ラマ 10 世チョーイン・ドルジェ (1604-1674) とその二人の高弟より受法したことが伝えられているが, その話ではチョーイン・ドルジェは 1634 年頃に入滅したことになり, 年代が一致しない。
- ※9) ゴ翻訳師ショームペルの『青史 *Deb ther sngon po*』(英語訳 Roerich, George N. The Blue Annals, Part One, Royal Asiatic Society of Bengal, 1949, p.204) によると, リーラヴァジュラは *Mañjuśrī-nāma-saṃgīti* (D No.360 Ka) の註釈者である。cf. 高田仁寛『インド・チベット 真言密教の研究』(1978) p.217; 杉木恒彦『八十四人の密教行者』(2000) pp.7-10
- ※10) この話もラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』pp.124-125に出ている。この人物は Kha rag sGom chung dBang phyug blo gros, あるいは Kha rag 'Dul ba 'od のことか。前者はツァン・トに生まれ, ゴンパワ (dGon pa ba. 11 世紀中頃を中心に活躍した人) などカダム派の祖師に師事し, 『菩提心の修治 *Byang chub sems sbyong*』, 『数字七十 *Ang yig bdun bcu pa*』といった菩提道次第の著作を著した。この伝統は, カギユの支派バクモドゥ派に伝えられている。後者は, カギユ派の支派シャンツァル派の開祖ユタクパ (g-Yu brag pa) の四大弟子の一人であり, カラクにリュトゥル (Klu btul) 寺を建立した。cf. 立川武蔵『西藏仏教宗義研究第五卷-トウカン『一切宗義』カギユ派の章-』(1987) p.60
- ※11) Bla ma rta mchog pa (最上の馬の師) とあるが, 文脈よりラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』(p.124)に Bla ma rta chog pa とあるのを採る。rta mchog pa (最上の馬) というのは転輪王の七宝の一つ, あるいは観自在菩薩の変化としてラクシャの島から引導する馬の名としても出てくる。cf. 藤仲 [2006] p.93 註 148
- ※12) bskur na とあるが, 文脈からして bskul na と読んだ。
- ※13) Gling las padma rdo rje (1128-1188)。カギユの支派ドゥク派 ('Brug pa) の祖。cf. 立川武蔵『西藏仏教宗義研究第五卷-トウカン『一切宗義』カギユ派の章-』(1987) p.62; ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』p.125では, 「ツァンの上師タナクチャン (rTa nag can) がヤルバクのユムツォ (gYu mtsho. 湖の名) のなかで大きな魚に生まれたことなど」となっている。
- ※14) カダム派の祖師 Po to ba のことであろう。この話は, ツォンカバ著『道次第大論』の「小土と共通した道次第」には, 『律分別』やドムトンパの話として類似した内容が出ている。cf. 拙訳『菩提道次第大論の研究』p.227

6) 『弁別釈』(36b5ff.) には次のようにいう -

「自己に浄らかな戒を持ち、聞による相続が解脱したという確信が少しも無いのに、白黒〔の業〕を恣に受用する者においては、少しでも羞恥（37a）なされるなら、自己は自己にとって恩が大きい。非梵行者が尼僧を受用する〔すなわち彼女と性的関係をもつ〕のはもちろん、たとえ通ずる対象でないものの道<sup>※1)</sup>に努めることなどと、〔それらを〕為していなくて自己の妻以外の者に対して欲でもって邪淫することと、自己の妻であっても、昼時と、断食に住しているときと、上師、僧伽がおられる方において行ずるなら、過患が大きい。他の法が律儀を捨てる縁になったこと、〔仏の〕身語意の依処<sup>※2)</sup>のもとなどにおいて行することです。その異熟でもって、三悪趣と、不浄の汚泥と、母胎の虫に生まれることと、もし人身などを得ても、妻が美しくなくて常時に怨みを抱くものに生まれるのです。」

※1) 邪淫の所依事として通すべきでないものは、母などと母などにより護られたもの、あるいは、他人の妻や出家した女、種姓により護られた者、国王や法令により護られた者、他人が連れてきた売春婦、親族関係にある者とされている。cf. 拙著『菩提道次第大論の研究』p.217

※2) 各々、仏塔、経典、仏像を意味する。

これらの内容についても、「道次第文献」とそこに引用、言及された典籍を参照。cf. 拙著『解脱の宝飾』pp.131-132；『菩提道次第大論の研究』pp.216-218

7) 『弁別釈』（37a6ff.）に次のようにいう－

「そのような身の門から（37b）積んだ三つの不善を、主〔無量光〕および〔その〕子の面前において大きな後悔をもって発露し、懺悔します。」

8) 『弁別釈』（37b2ff.）に次のようにいう－

「第二〔：語業の四つ〕は、「妄語と」という。妄説上人法〔の妄語〕<sup>※1)</sup>は大きな妄語です。〔菩薩〕地を得ていなくても得た、神通が無くても有る、本尊を見た、鬼を見た、多くを説く。〔結果として〕他者を欺瞞できるかできないか〔には関係なく、罪があること〕は同じです。特に父母と金剛軌範師<sup>※2)</sup>を欺いたことにより罪過が大きい〔ことになる〕と説かれています。その異熟によって、三悪趣と、〔その後で〕人に生まれても常時に他者により欺かれるし、多く誹謗されることになる。」

※1) これは、四つの波羅夷（根本重罪）のうちの一つであり、話の意味が分かる人に対して欺こうとの思いをもって、自己に無い聖者の徳を有ると語って、それを分らせることである。

※2) 真言密教の三昧耶戒において師に対する奉事は、顕教以上の格別なものが求められる。

9) 『弁別釈』（37b5ff.）に次のようにいう－

「〔離間語（両舌）〕とって、和合した二人が捨（無関心）に住することそのもの、または妄語と諂誑など何らかの方便により不和にすることです。過患が最も大きいのは、僧伽の和合を破ることであり、無間〔業〕の（38a）離間（破僧和合）と、それと同様に上師、師弟を離間させたことと、寺院相互と、寺院内の一つにおられる僧伽について離間させたこと－これは、きわめて重いのです。なぜなら、それに依ってそれらを乱したなら、異熟（果報）は大焼熱〔地獄〕だと説かれています。かつての勝れた人たちは、僧伽を乱したとき、乱した者が無間〔地獄〕に往くことはもちろん、その地に住する他の生き物にも怒りが増大して地獄に往くことと、「干ばつの居住地」といわれるものになる。よって、「干ばつの地」に新芽が生じないのと同じく、僧伽を乱したその地にもまた、修行をしても果が新たに生じ

ないことを、『律』※1)に(38b)お説きになっています。かつてデーヴァダッタが僧伽を離間させたとき、この三千〔大千〕世界において、生き物の誰の相続にも善の心が新たに生ずる流れが断たれたことを、お説きになっています※2)。そして『文殊師利根本タントラ』※3)に、僧衆を乱す者の上首は地獄に生まれて無量劫に解脱する時が無いことと、心と語の両者でもって趣くなら六十の大劫、心の分のみを為す者も十六劫に地獄から解放されないことを、説明しています。離間語の異熟(果報)は、後で三悪趣と、〔その後で〕人に生まれても親友と別れることと、友・下僕が不和になることです。』

※1) 未確認。

※2) 未確認。デーヴァダッタによる破僧の試みと失敗は、パーリでは『律藏』「小品」第七破僧健度に詳しい。

※3) D 'Gyud-'bum Na No.543 未確認。

- 10) 『弁別釈』(38b6ff.)に次のようにいうー

「粗悪語(悪口)は、言葉について「矢、刀杖は無くても人の心を砕く」と言うように、相手の心を害する(39a)殺害、淫行などの聞きづらいことと、誓いを破った、律儀を失ったなど罪悪などに当たる言葉を述べたこと。過患が最大なのは、父母、軌範師、僧伽と、特に菩薩に対して語ることです。その異熟でもって、三悪趣と、〔その後〕人に生まれても、聞きづらい言葉のみを聞くのです。」

- 11) 『弁別釈』(39a3ff.)に次のようにいうー

「綺語は、意味の無い谷の上下の地域の話と、過失の最大〔である〕貪・瞋を引き起こす女の話と、戦乱の話などと、法を聞く場合には邪な話を説くことです。その異熟でもって、三悪趣と、〔その後〕人に生まれても、言葉が尊くないのです。自己が真実だと説いても、皆が虚偽だと取るのです。」

- 12) 『弁別釈』に次のようにいうー

「そのように語でもって(39b)四つの不善業を積んだことを、発露し、懺悔します。」

- 13) 『弁別釈』(39b1)に次のようにいうー

第三〔：意業の三つ〕は、「貪心」といって、相手の人、財宝、品物※1)の三つ※2)に欲望を起こして、「これとこれが私にあったらいいのに」と思うのと、法と僧伽の物について盗むこと〔であり〕、そしてその異熟により悪趣〔に生まれること〕と〔その後〕人に生まれても、意(こころ)により願望することが一つも成就しないのです。」

※1) zog は 1) 商品、貨物、2) 家畜といった意味がある。

※2) ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』pp.157-158にはこの三つでなく、「富裕な他者の財宝、権力者の権利、英雄の力、賢者の口、美しい者の容色など何についても」という。

- 14) 『弁別釈』(39b3)に次のようにいうー

「害心は、自己に合わない※)、またはそうでなくても、相手において困〔である〕具足(円満)と名声と勢力・権威と収入・衣冠などがあるのを喜ばなくて、「この者に害が起こるなら!」と思う。「この者に害が生じたなら、ああ!」と思う。特に勝れた対境〔の者〕たちと、自己の軌範師などに対して喜ばなくて、「この者に害しよう」と思うことは最大の過失(悪作)です。異熟(40a)でもって三悪趣〔に生まれるの〕と、〔その後で〕上界に生まれても、常に怖れて恐怖し、怯懦に住することが必定です。」

※) ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』p.160によれば、仇敵のこと

である。

15) 『弁別釈』(40a2)に次のようにいうー

「邪見は、上師と兄弟・朋友〔の僧徒〕<sup>※1)</sup>の過失を見ること、特に因果を信認しないことです。さらにまた、辺際が明らかでないこと<sup>※2)</sup>などでもって父母の〔孝養の〕善根〔のため〕に多くの有情を殺すことと<sup>※3)</sup>、二人を後〔世〕、俱に生まれさせようと願って、王の死んだ亡骸と〔ともに〕多くの妃、および下僕〔といった〕生きた者を焼いたこと。雄犬の死んだ亡骸とともに雌も焼いたのです<sup>※3)</sup>。私たちのこの地域には〔尊敬すべき仏法僧などへの〕恭待と〔死者への〕追善の場合に有情を殺すことも、それと相同した分なので、邪見です。邪見の異熟でもって、三悪趣〔に生まれるの〕と、〔その後で〕もし上界に生まれても、悪しき見〔すなわち〕因(40b)果を信認しない処に生まれるのです。」

※1) bla ma dang mched (?) grags とあり、ラクラ・ソナムチュエドツ著『大楽国土誓願の註疏』p.166には、bla ma dang ser mo ba (上師と僧徒)とある。

※2) mtha' mi mon pa とあって読めない。mtha' mi mngon pa に訂正した。この用語法としては、ツォンカバ著『道次第大論』「中士と共通した道次第」に、「たびたび結生する。生の展転した辺際は明らかでない (skye ba brgyud pa'i mtha' mi mngon pa'o)」とある。すなわち、未来の果報が明らかでない、ということである。cf. 拙著『菩提道次第大論の研究』p.264

※3) インドでは殉死の習慣が比較的后代まで残っていたとされるが、直後の「私たちのこの地域」という記述、あるいはチベットでは樹木自体が稀少であることを考え合わせると、このような殉死はチベットでは行われていなかったようである。

16) 『弁別釈』(40b1)に次のようにいうー

「そのような意(こころ)の三つの不善を、自他が為したこと、または為させたこと、〔他人が〕為すことに随喜したことを、発露し、懺悔します。」

この形式は〈行願讃〉などの懺悔文に類出する。cf. 中御門〔2006〕p.16, pp.52-53

なお、ゲルケンポの『極楽願文』(2a4-b4)は、「父母を始めとした」からこの「発露し、懺悔します」までを採用している。cf. 中御門〔2009〕p.256

17) 『弁別釈』(40b3)より補足した。

18) 『弁別釈』(40b3)に次のようにいうー

「それらのうちどれかを為してから、中有なく死んで遷移した直後、地獄に墮ちるから、五無間業を積んだことを、発露し、懺悔します。」

cf. 舟橋一哉『俱舍論の原典解明 業品』(1987) pp.447-448

五無間業は『俱舍論自註釈』IV96など通常は、「母を殺すのと、父を殺すのと、阿羅漢を殺すのと、僧伽を分破するのと、悪心をもって如来の身体から血を出すのと」であり、これは大乘菩薩戒においても同様であり、ここでの記述とは多少異なっている。cf. 舟橋一哉『俱舍論の原典解明 業品』(1987) p.438, 白崎顕成「Jitāri の『菩提過犯懺悔註菩薩学次第』3」(『神戸女子大学紀要』24L 文学部篇, 1990) p.228

『弁別釈』(41a1-2)に僧伽の分裂という項目を挙げていないのは、諸宗派が併存するなかで、この極楽願文の普及を願う観点から、あえてそれに触れなかったということであるかもしれない。また、この部分をゲルケンポの『極楽願文』が採用しなかったのは、たとえそうであっても、ゲルク派の大学者として不正確な記述は認められないということがあったからかもしれない。

- 19) 「近無間業」は無間罪に準ずる悪業である。『俱舍論』IV 106-107には、阿羅漢尼に邪淫を行う、見道の菩薩を殺す、有学の僧伽を殺す、僧伽の資具を奪う、仏塔を毀すという五つを挙げており、ラクラ・ソナムチュードップ著『大楽国土誓願の註疏』pp.183-184にもそれが引用されている。cf. 舟橋一哉『俱舍論の原典解明 業品』(1987) p.470

『弁別釈』(40b4ff.)に次のようにいう-

「比丘と沙弥を殺したことで、尼大徳を墮落させたこと、すなわち律儀を持った尼僧の律儀を奪うことと、仏のお姿を描いたものと像にし鑄型に入れたものなどと塔廟と仏殿を破壊したこと(41a)など、どれかについて分の近い無間罪を為したことを、発露し、懺悔します。〔特に〕これらを説明したのが他と違いがあるのは、〔罪として〕生じやすいことなどを立てたのであると、仰っています。」

- 20) 一般的には仏塔、經典、仏像が各々、仏の身・語・意の依処とされる。  
 21) このような誓いの立て方について通常は、「それらすべてを、仏世尊〔すなわち〕智者となったもの、眼となったもの、証人となったもの、量となったもの、知見されるもの」と呼びかける作法が有名であるが、これは『ウパーリ所問經』に由来している。cf. 白崎顕成「Jitāriの『菩提過犯懺悔註菩薩学次第』2」(『神戸女子大学紀要』22-1, 1989) p.113, 同「Jitāriの『菩提過犯懺悔註菩薩学次第』3」(『神戸女子大学紀要』24L 文学部篇, 1990) p.230; 藤仲, 中御門〔2011〕p.178  
 22) 『弁別釈』(41a2)に次のようにいう-

「仏宝と仏殿と聖教の文字と※1) 仏像の依処の三つなど、「証人」という基準を立てて宣誓〔したのに、それ〕を少し捨てムダにしたことなど、法を捨てる悪業※2)を積んだことを発露し、懺悔します。」

※1) 願文自体には *gsung rab rten gsum* とあるが、『弁別釈』には *gsung rabs (sic.) kyi yi ge dang sku gzugs kyi rten gsum* と区切られている。宗川宗満訳 p.649 は、冒頭の「宝・仏殿・聖教、三つの依処などが」の部分が欠落したためか、「証人となりて」の訳文の主語が自己であるかのようにになっている。

※2) *chos spong* (法を捨てること) は、漢訳文献では「法を誹謗する」となっている場合も多いが、インド、チベットの伝統ではきわめて重い罪業と考えられている。cf. 拙著『菩提道次第大論の研究』p.98, 162; 藤仲孝司「カルマ・チャクメーの阿弥陀仏信仰と実践」(『佛教学総合研究所紀要別冊 浄土教典籍の研究』2006) p.77; 中御門敬教「カルマ・チャクメーの極樂願文『清浄大楽国土の誓願』の和訳と研究」(『佛教学総合研究所紀要』18, 2011) p.36;

- 23) 『弁別釈』(41b4-42a2)には次のようにいう-

「三界の有情を一時に殺したのよりもはるかに大きな罪は、諸菩薩を誹謗したこと※1)が、これについてはきわめて気をつける必要があります。この雪国チベットは、聖者観自在〔菩薩〕の教化する国土になっているので、マニ〔の六字真言〕※2)を(41b)唱えるかぎり大乘の種姓を有する者のみであることが、『宝篋經 *mDo za ma tog*』※3)に説明されているので、〔食物や金銭の〕収入の得るべきものが何も無いながらも、意(こころ)に大きな罪を積んだことを発露し、懺悔します。

概して屠殺人、チャンダラ、淫乱女などの中にも不可思議な菩薩がいる※4)。私たちは「この善き者は菩薩である」「これは悪い者である」と言う風〔すなわち風評〕に置いておいて、善し悪しの何であるのか分かるか。仏が※5)「私と私のような者以外は、人の度量を量

るべきではない」と仰った意味は、[私たち凡夫は]菩薩がどこにいるのかを知らないので、すべて[の者]について[凡俗の人ではなく、仏菩薩による]浄らかな現れを修治することが法の根本である。それ以外、人（ブドガラ）の誰についてもまた聞きがたい罵りは過ちがきわめて重い。

かつて[サキヤ派の]サチェン・クンガーニンポ<sup>※6</sup>)は、小沙弥たちが岸において衣服を脱ぎ去って、矢(42a)[を射る]遊びをするのと出会ったので、「尊者たちよ、法衣を召してください。老いた優婆塞[である私]は礼拝することが必要です。」と仰ったようにすることが必要である、と仰っています。」

※1)『集学論』に引用された『寂靜決定神変三昧経』にこのような所説が見られる。cf. ツルタイムケサン、藤仲「ツォンカパ著『菩提道次第大論』「大土の道の次第」より発菩提心の和訳」（『法談』53, 2008）p.58

※2)「オンマニペメフーム」のことである。

※3) ラクラ・ソナムチュードツプ著『大楽国土誓願の註疏』p.197にも言及。Za ma tog bkod pa (D No.116 Ja; 大正 20 No.1050『大乘莊嚴宝玉経』)には、観自在菩薩の持つ功德、六字大明陀羅尼を唱えることの利徳、その陀羅尼が得られた因縁、マンダラが説かれて、その後 Ja 234a, 大正 20 p.61 b14 にこの六字が示されているが、「大乘の種姓」への直接的言及は未確認である。cf. 藤仲孝司「カルマ・チャクメーの阿弥陀仏信仰と選択」（『佛教大学総合研究所紀要別冊 浄土教典籍の研究』2006）p.73; 田中公明『チベットの仏たち』（2009）p.46-47; 六字真言の解釈についてはクンチョック・シタル他『実践チベット仏教入門』p.273を参照。

※4) 〈華嚴経〉「入法界品」にも、外見は悪業を行っているようでも、実は菩薩である善知識が何人も登場している。

※5)『思釈災』D No.3856 Dza 50b4-5に、世尊の説として出ている。この教証は、パーリの『増支部』AN. III, p.350 ll.4-8と漢訳の『雜阿含経』大正 2 No.99, 258a23-25に辿ることができる。

※6) サキヤ五祖の第二祖である。cf. 立川武蔵『西藏仏教宗義研究 第一巻-トウカン『一切宗義』サキヤ派の章-』（東洋文庫、1974年）pp.56-57; ラクラ・ソナムチュードツプ著『大楽国土誓願の註疏』p.197にも言及。

誹謗すること (skur ba 'debs pa'i ltung byed) は、菩薩でない僧侶に対して行った場合でも、九十の単墮罪の一「故妄波逸底迦」であり、見、聞き、疑うことが無かった比丘に対して故意に行うことは、十三僧残のうちの一つである。しかし、大乘の菩薩戒で菩薩に対する誹謗や、真言密教の三昧耶戒で軌範師に対する誹謗は、かつての福德すべて失う、無間地獄に転落するといった、きわめて大きな罪とされている。cf.『酒井真典著作集 第四巻 後期密教研究』（1988）pp.170-174

- 24) bsams pa//mtshams med lnga bas thu ba'i las ngan pa// とある。宗川訳は「五逆罪より採集したる悪業」であるが、下記の『弁別釈』の読み方を採る。ラクラ・ソナムチュードツプ著『大楽国土誓願の註疏』p.204にも、「思ってから因果についての邪見を為したのは、五無間業を為したのよりも悪い悪業である。」（下線部は本頌）と読む。ラクラ・ソナムチュードツプはさらに、インド、チベットの経論、故事を引用して様々な観点から誹謗を諫めている。日本でも異解異学の者とむやみに宗論をすべきでないとと言われるように、これは国内に複数の宗派が併存するチベットで無益な対立を避ける無宗派運動 (ris med) の立場である。

なお、「誹謗正法」といわれるものには、おおよそ1) 因果の道理を信じないこと、2) 大乘を仏説でないとするのが、考えられる。前者について〈無量寿経〉の場合、極楽往生の教えを信じないことであり、それを信じていても仏智の甚深を疑うならば、疑惑往生として辺地に生まれることをいう。後者について、『望月仏教大辞典』pp.4327-4328には「但し誹謗の説は阿含等の中に殆ど之を見ず」という。

25) 『弁別釈』(42a2ff.)に次のようにいう-

「善の利徳もまた、上に三千〔大千世界〕を宝で飾って勝者および仏子に供養したのより無量光の名号を聞いたなら利徳が大きいことと※1)、そして罪の過患は、三界の有情を殺したのより菩薩を誹謗したのは重いことと、さらにまた地獄の苦と寿命の量などは耳に聞いても、「そう言われている」※2)と言う。話は〔教訓のために〕作った話〔であり、それ〕以外、真実でない説明程度ほどであると思う。かつて或る上師が衆法※3)において肉の多くの過患を説明したとき、その日、彼の(42b)僧侶が野菜を出して、肉を持ってこなかったから、上師が「肉を持ってきなさい」と仰った。それで、僧侶は彼自身が肉の多くの過患を説かれたので、「召し上がらない」と思って持っていかなかったことを申し上げた。それは説明した程度であり、「肉を持ってきなさい」と仰ったのと同じであって、この頃、法を聞きつづけて説明する程度であり、それ以外、彼らは何も分からず、「[そのように]行く者ではない」と言うこと-これは、五無間の業を積んだ者より悪い。〔すなわち〕五無間〔業〕については懺悔すべきものがある。善根を断つての講説これについては、懺悔すべきものがない悪業〔であり〕、解脱の命を根絶した。かつてデーヴァダッタが無間〔業〕を為した後、外道の教主プーラナ・カーシャパ※4)と出会ったので、プーラナは、ガンガー河の彼岸から十不善を(43a)行ずることと、此岸から十善を行じたことには、わずかな違いも無いさまを、説明した。それで、デーヴァダッタは真実だという思いが生じたとき、教主〔釈迦牟尼〕が神通でもってご覧になって、「現在デーヴァダッタは善根を断ってしまった」と仰ったようなものですから、そのような悪業は悪趣から永久に解脱するときに無いので、悪業を積んだことを発露し、懺悔します。

概してこの頃、「信仰が有る」と言う者は多い。有るなら、因果を信認することが必要である〔し、それ〕以外、仏もまた「私はあなたに解脱の道を教えたが、解脱は自己に掛かっている。精進なさってください」と仰ったので、〔自己以外の他の〕人が導いていくと思うことは、信仰ではなく、強大な※5)邪見であると仰っています。」

※1) これについては、すでに『弁別釈』13bに〈無量寿経〉(『浄全』p.286 ll.9-12)を引用して言及されている。cf. 小野田俊蔵「西藏仏教の浄土教理解」(『現代における法然浄土教の思想信仰の解明』2000 浄土宗総合研究所)；中御門敬教「カルマ・チャクメーの極楽願文『清浄大楽国土の誓願』の和訳と研究」(2011) p.38

聞名功德を強調する一つの可能性として、中国からの伝承も考えられなくはない。例えば、漢訳にのみ現存する『往生論』に言及される「十七種功德莊嚴」が、チベット撰述願文に言及される事例もある。cf. 『*bDe smon phyogs bsgrigs, sTod chad*, 祝詞集 上冊』(1994) p.295 (ngo mtshar bcu bdun rdzogs pa'i yon tan zhing)；このあたりの経緯は未詳である。

※2) skt.kila：これは、『俱舍論の自註釈』(AKBh.p.54 l.19 など)において世親が有部の主張に対して用いたように、他人の伝聞の説に対する不同意を表す言い方である。

※3) tshogs chos は、寺院の僧衆全体に対して講話することを意味する。この逸話もラク



ラ・ソナムチュエドップ著『大楽国土誓願の註疏』p.206に出ている。

※4) 六師外道の一人であり、道徳否定論者として知られている。

※5) jam (?) po che とあつて読めない。dam po che と読んだ。

『解脱莊嚴』など道次第の典籍では、単に悪を止めよ、善を行えというだけでなく、善悪の業果をその利徳と過患を考えて行うように勧めている。六波羅蜜を扱った『解脱莊嚴』第12章から第17章を参照。cf. 拙著『解脱の宝飾』p.190ff.

（ふじなか たかし 嘱託研究員）

## 〈Summary〉

A Japanese Translation and Study of *rNam dag bde chen zhing gi smon lam* (bDe chen smon lam) by Karma Chags med :  
the practice of confession of one's sins,  
the third part of seven-fold offerings

FUJINAKA Takashi

*bDe-chen-sMon-lam* (Prayer-for-the Sukhāvātī) by Karma Chags-med (Skt. Rāgāsya.1612-1678), a scholar, master-practitioner of bKa'-rgyud-pa and rNying-ma-pa tradition, is the most famous and influential bDe-smon (Prayer-for-the Sukhāvātī) in Tibet, as well as *Zhing mchog sgo 'byed* by Tsong-kha-pa (1357–1419), and belongs to a group of concealed scriptures *gNam chos*. In this paper, I have studied and translated the confession of one's sins, the third part of seven-fold offerings which constitute this prayer, in cooperation with Mr. Nakamikado. This confession is practiced through the four-powers which originate in Śikṣāsamuccaya by Śāntideva, and it deals with the ten-bad-deeds, and the transgression of prātimokṣa, bodisattva-saṃvara and samaya-saṃvara.

**Key words :** Karma Chags med, bDe ba can gyi smon lam (bDe smon), confession of sins, *rNam dag bde chen zhing gi smon lam* (bDe chen smon lam), the seven-fold offerings